

所管部課	地域福祉部 生活福祉課		部長	吉沢 寿子	
件名	令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年8月9日付け厚生労働省社会・援護局の通知により「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」（令和3年6月11日付け厚生労働省社会・援護局通知）の一部が改正され、申請期限が令和4年9月30日まで延長されたことに伴い、令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業実施要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 申請期限を「令和4年8月31日まで」から「令和4年9月30日まで」に延長する。</p> <p>(2) 施 行 日 決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を適切に給付することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年8月9日 厚生労働省から延長に関する通知</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後速やかに要綱改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。